



近隣 助けあい活動 の 手引き



さりげない気配りの中で
『困った時はお互い様』の
気持ちを大切に!





現在、これからの地域社会は…

ひと昔前までは、家族や近隣とのつながりによって解決できていたことも、現代社会においては、人と人とのつながりが薄れ、“ちょっと助けて”と気軽に家族や近隣を頼ることができず、困りごとが解決できていないこともあります。



下呂市の人口推移

| | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 38,494 | 36,314 | 34,179 | 32,018 | 29,783 | 27,558 | 25,430 | 23,384 |
| ～14歳 | 5,213 | 4,525 | 3,877 | 3,339 | 2,894 | 2,562 | 2,360 | 2,210 |
| 15～64歳 | 21,811 | 19,754 | 17,466 | 15,797 | 14,421 | 13,028 | 11,740 | 10,384 |
| 65歳～ | 11,470 | 12,035 | 12,836 | 12,882 | 12,468 | 11,968 | 11,330 | 10,790 |
| (75歳～) | (5,679) | (6,733) | (7,388) | (7,610) | (8,078) | (7,999) | (7,633) | (7,274) |

出典：国立社会保障・人口問題研究所

●急速な少子高齢化と人口減少

- 下呂市合併当時に比べ、2040年には総人口が約15,000人も減少…
- 子どもや働く世代は半減、そして、高齢化率は45%以上に…

●働く世代の減少＝税収の減少

- 公的サービスが縮小、または変動する可能性が…

●地域や隣近所のがつながりが希薄化

- 住民同士のふれあいや交流が減少…

●核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯が増加

- 全世帯の3軒に1軒の方が、ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみで生活をされている。
- 認知症高齢者の増加。高齢者を狙った犯罪や消費者被害も増加。



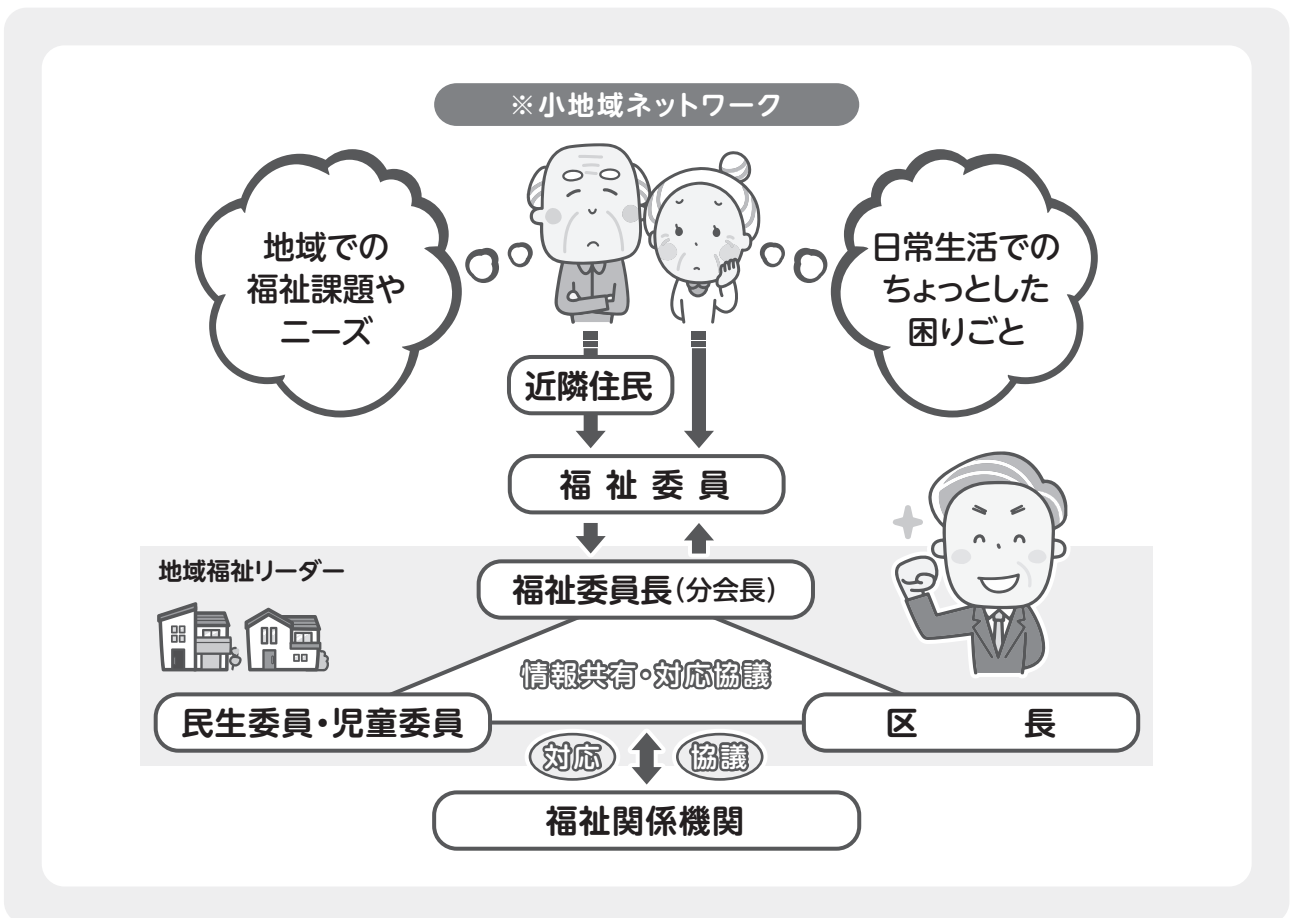


近隣助けあい活動の必要性

社会や生活環境の変化に伴い、生活課題や福祉ニーズは多種多様化しています。このような状況であっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活課題や福祉ニーズに早く気づき、解決していくことが求められます。困りごとの早期発見・早期解決には、近隣や地域のつながりが最も効力を発揮すると考えられます。

下呂市社会福祉協議会では、地域住民の困りごとや異変に対応する仕組みとして、自治会や小学校区ごとに組織する“小地域ネットワーク”を推進しています。

小地域ネットワークとは？



小地域ネットワークとは、図のように、福祉課題や生活の困りごとを早期発見・対応する仕組みです。近隣住民や福祉委員が把握した住民の困りごとや異変を、地域福祉リーダーにつなぎ、「地域で解決できることは地域で」「地域での解決が難しいことは行政や社協などにつなぐ」ことを目指しています。

また、地域内で福祉に関連する役員を組織化する(福祉委員会や社協分会の設置)ことで、解決に向けての話し合いや福祉活動を実施する基盤となり、把握した困りごとが置き去りになってしまうことを防ぐことができます。

お互いに“気づきあい”“支えあう”地域へ!!
～あなたの一步が大きな力に～



福祉委員の役割

1 見守り活動

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある方がみえる世帯などのうち、支えを必要とする方などを、日常生活の中でさりげなく見守りましょう。

さりげない見守りって??

雨なのに洗濯物が…
夜なのに家が暗い…
よく徘徊している…
最近見かけないなあ…

郵便物がたまっている
最近、元気がない…
悩みがあるのかな?

日常生活のちょっとした変化に目を向けましょう!

2 困りごとの把握

さりげない見守り活動や地域の行事など、ふだんの関わりの中で、困りごとを把握しましょう。

散歩の途中で見かけたら
回覧板を回す際に

安否確認や訪問の際に
ふれあいサロンや交流会の際に

「変わりないですか?」などの声かけからはじめましょう!

3 つなぎ役

把握(発見)した異変や住民の困りごとはそのままにせず、自分にできそうなことは対応し、自分ひとりで解決が困難なことは“小地域ネットワーク”を活用し、福祉委員長(分会長)や民生委員・児童委員につなぎましょう。



一人で抱え込まず、みんなで相談・連携し、進めていきましょう。また、見守りや困りごとの把握は、福祉委員だけでは困難です。近隣の方などに福祉委員の役割を伝え、小地域ネットワークの理解者・協力者を増やしていきましょう!

4 福祉活動の担い手

福祉委員会等で、課題解決の方法や地域に必要な活動を話し合い、できることを実践していきましょう。



福祉委員長(分会長)の役割

① 福祉委員会の開催

地域での支えあいの必要性や福祉委員の役割について、共通認識を図りましょう。また、各福祉委員の活動や地域の福祉課題を共有し、必要な福祉活動について話し合う機会を定期的で開催しましょう。

② 協力体制の拡充

地域役員に対し、福祉委員の役割や活動、福祉委員会(社協分会)の目的を伝え、理解者・協力者を増やしましょう。また、地域住民の困りごとの解決に向けて、区長や民生委員・児童委員と情報共有・対応協議できる体制を整えましょう。

③ 関係機関とのパイプ役

社会福祉協議会や区長、民生委員・児童委員などに対し、住民福祉ニーズや困りごとの情報提供を行い、必要に応じて、福祉委員会活動に関する連携・協力要請、相談などを行いましょ。



福祉委員会等の開催内容

福祉委員の役割やネットワークを把握

福祉や各種制度の勉強会

見守り活動等に関する情報交換や事例検討



福祉懇談会の開催

- 地域課題の解決に向けた話し合い
- 必要な活動の抽出

年間予定の確認

見守り活動や行事の開催についての検討



みんなで話し合い、自分たちの地域に必要な活動を実践していきましょう!



困った時に支えあい助けあうことができるよう、日頃から地域の福祉について話し合ったり、活動を通じて地域内のコミュニケーションをとりましょう。区長や民生委員・児童委員、そして福祉委員長(分会長)のリーダーシップによって、みんなで福祉の気風を育てて行くことが大切です。

困った時はお互い様



見守りや困りごとを把握する活動

日常生活の中だけでなく、福祉委員会等の活動として、見守りや困りごとを把握する機会を増やしていきませんか。

訪問の機会を創りましょう!

●チラシ配り

熱中症やインフルエンザなど、季節ごとの注意事項啓発や福祉委員会／分会行事、地域行事、福祉情報などの周知。

●安心箱設置事業【社協事業】

安心箱の設置、安心箱内の情報変更確認

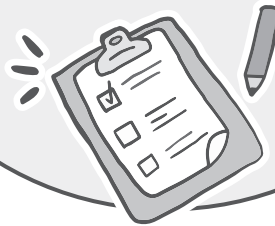
ポイント



顔を合わせる機会を増やすことで、世間話などから、困りごとや生活状況などを把握することができます。コミュニケーションの回数を重ねて、気軽に話せる関係をつくりましょう!

困りごとアンケートを実施しましょう!

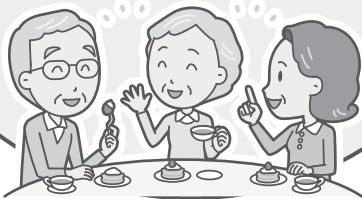
生活状況や困りごとを伺うアンケートを「訪問する機会」のひとつとして実施し、地域の困りごとをまとめてみませんか? アンケートの結果から、地域でできる支えあい活動などを話し合うきっかけにもなります。



交流・集いの場を創りましょう!

高齢者などが定期的集う場を計画し、参加することで、見守り対象者などの様子を確認することができます。

すでに地域内に集いの場がある場合は、積極的に参加してみましょう。



意識ひとつで、様々な場面が困りごとを把握する機会となります。今ある活動を活用したり、負担のない活動によって、困りごとの把握に努めましょう!



チラシ配りや交流会のチラシなど、印刷や作成支援などのお手伝いをします。
地域に合った支えあい活動や困りごとを把握する機会を一緒に創っていきましょう。



個人情報の取り扱いについて

適切な管理やプライバシー配慮の点から、取り扱いに注意が必要な個人情報ですが、一方で個人情報保護への間違った認識によって「個人情報保護への過剰反応」も見受けられます。

『誰もが安心して暮らせるまちづくり』のために実践する地域福祉活動や見守り活動には、情報の共有が必要不可欠です。個人情報について正しい理解を深め、有効に活用しましょう！



『保護』と『活用』のバランスが大切!!

個人情報の取得・取り扱いで守るべきルール

●自治会や福祉委員会等で情報を取得し活動する場合

①個人情報の取得について

台帳や福祉マップの作成など、個人が特定される情報を記載する場合は、利用目的を明確にした上で、本人の同意を得ましょう。また、必要な情報以外は、取得することを避けましょう。

②個人情報の適切な管理について

①で知り得た情報は、共有する範囲を明確にし、第三者への提供や目的外使用は原則禁止です。情報が流出しないよう適切に管理しましょう。

※本人の同意を必要としない場合

例 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の名簿作成にあたって、「氏名」「世帯状況」「電話番号」を記載する場合。

この場合、氏名や世帯の情報は地域の皆さんがすでに知っており、電話番号も電話帳で既に外部流出をしています。これらの情報で作成するものに対して、本人の同意は必要ありませんが、作成した名簿の取扱いについては外部流出を避けるなど、充分注意しましょう。

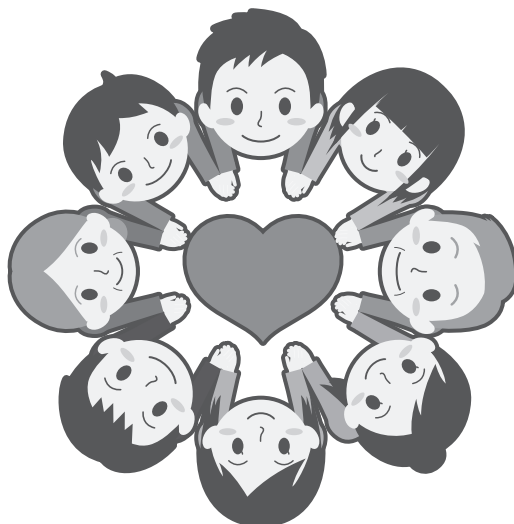
●見守り・訪問活動(困りごとの把握)などで知り得た情報について

福祉委員活動として、見守りや訪問活動をする中で知り得た情報のうち、第三者につなぐ必要があると判断される内容については、本人に「〇〇にお知らせしてもいいですか?」など、本人の了解を得て、適切な役員、機関につなぎましょう。ただし、生命や身体、財産の保護に必要な場合は本人の同意を得ず、第三者に提供できます。



福祉活動における個人情報の取り扱いなどにお困りの場合、お気軽に下呂市社会福祉協議会までお問合せください。

社会福祉法人
下呂市社会福祉協議会



2019年3月 作成